平成２４年（フ）第３１号
広島市西区己斐上４丁目28番11―302号
債務者　鑪　　妙子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８８号
広島市南区霞１丁目３番73―104号
債務者　石田多恵子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８６号
広島市東区光町２丁目４番22―303号
債務者　太田尾由美子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１６号
広島市南区宇品東５丁目３番108号
債務者　佐々木規子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１９号
広島市佐伯区屋代１丁目５番６号
債務者　宮本　博之
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０６号
広島市安佐南区沼田町大字伴6735番地１　カサヴェルデ吉田Ⅱ104号
債務者　保村　裕子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３３号
広島市西区福島町２丁目７番９―402号　Ａ
債務者　石井由美子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１１号
福岡市東区蒲田１丁目14番３―105号
債務者　日高　利幸
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１６１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須75番地４　竹元住宅７号
債務者　山田　栄二
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９７号
福岡市西区内浜２丁目35番23号
債務者　道山　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２０１号
福岡市博多区板付３丁目８番914号
債務者　杉野　　修
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５６号
福岡県久留米市篠原町１番地２　フレックス久留米駅前506号
債務者　池田　景一
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１５７号
福岡県久留米市梅満町412番地８　フジマンション108号
債務者　池田勢津子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８７号
佐賀県武雄市武雄町大字永島15921番地
債務者　田﨑　一朗
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第８９号
佐賀県伊万里市東山代町里359番地35
債務者　藤本　宏次
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第９０号
佐賀県伊万里市二里町大里乙1091番地５
債務者　西田めぐみ
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１５号
千葉県南房総市千倉町平磯1666番地
債務者　坂本　貴之
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第２０１号
山梨県南アルプス市寺部2076番地12
債務者　野中　勝久
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係